

8東彼告示第42号

東彼杵町結婚新生活支援事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示をここに公布する。

令和8年4月1日

東彼杵町長 岡田 伊一郎

東彼杵町結婚新生活支援事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示（平成28年要綱第38号）

東彼杵町結婚新生活支援事業費補助金交付要綱（平成28年要綱第38号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 新婚夫婦 夫婦の<u>婚姻日における</u>双方の年齢が39歳以下の夫婦であり、<u>第5条に規定する交付申請または第8条に規定する資格認定申請年度（以下、「当該年度」という。）の前年度の1月1日から当該年度の3月31日までの間に婚姻届を提出し受理された夫婦をいう。ただし、夫婦の最新の所得額から貸与型奨学金の年間返済額を差し引いた金額が500万円未満であること。</u></p> <p><u>ア及びイ 削除</u></p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p>(補助対象世帯)</p> <p>第3条 補助金の交付を受けることができる夫婦（以下「補助対象夫婦」という。）は、新婚夫婦であって、以下のいずれにも該当する夫婦とする。</p> <p>(1) (略) <u>ただし、第8条の資格認定申請においては、この限りでない。</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 新婚夫婦 夫婦の_____双方の年齢が39歳以下の夫婦であり、<u>次に掲げるいずれかに該当する</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>夫婦をいう。_____</p> <p>_____</p> <p><u>ア 交付決定年度（以下、「当該年度」という。）の前年度の1月1日から当該年度の3月31日までの間に婚姻届を提出し受理された夫婦</u></p> <p><u>イ 当該年度に本町に転入した夫婦であり、転入日において、婚姻日から1年以内の夫婦</u></p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p>(補助対象世帯)</p> <p>第3条 補助金の交付を受けることができる夫婦（以下「補助対象夫婦」という。）は、新婚夫婦であって、以下のいずれにも該当する夫婦とする。</p> <p>(1) (略)</p>

(2) 削除

(3) ~ (5) (略)

(6) 補助金の交付を受けた日から1年以上東彼杵町に定住する意思があること。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、当該住宅に係る住宅取得費用、住宅のリフォーム費用、引越費用、住宅賃借費用の合計額のうち、当該年度内に現に支払った額から住宅手当を控除した額（以下、「補助対象経費」という。）とする。ただし、婚姻日における年齢が夫婦ともに29歳以下の場合1世帯当たり600,000円を限度とし、婚姻日における年齢が夫婦ともに39歳以下の場合1世帯当たり300,000円を限度とする。また、1,000円未満は切り捨てるものとする。

2・3 (略)

(補助金の交付申請)

第5条 補助対象夫婦が、補助金の交付を受けようとするときは、東彼杵町結婚新新生活支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

[削除]

(1) (略)

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(2) 2親等以上の親族が同居していないこと。

(3) ~ (5) (略)

[新設]

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、当該住宅に係る住宅取得費用、住宅のリフォーム費用、引越費用、住宅賃借費用の合計額のうち、当該年度内に現に支払った額から住宅手当を控除した額（以下、「補助対象経費」という。）とする。ただし、_____
_____ 1世帯当たり600,000円を限度とし、_____
_____ 1,000円未満は切り捨てるものとする。

2・3 (略)

(補助金の交付申請)

第5条 補助対象夫婦が、補助金の交付を受けようとするときは、東彼杵町結婚新新生活支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

(1) 新婚夫婦を含む世帯全員の住民票の写し

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

<p><u>(8) 貸与型奨学金の年間の返済額が確認できる書類</u></p> <p><u>(9) (略)</u></p> <p><u>(資格認定)</u></p> <p><u>第8条 第2条第1号及び第3条の要件を満たす夫婦であり、当該年度内に交付申請を行うことが困難なものは、東彼杵町結婚新生活支援事業補助金資格認定申請書(様式第5号)に同条各号に掲げる書類のうち、必要な書類を添えて当該年度の3月31日までに町長に提出しなければならない。</u></p> <p>(雑則)</p> <p><u>第9条 (略)</u></p> <p>様式第1号(第5条関係)</p> <p>(略)</p> <p><u>様式第5号(第8条関係)</u></p> <p>(略)</p> <p><u>様式第6号(第6条・第8条関係)</u></p> <p>(略)</p>	<p>[新設]</p> <p><u>(9) (略)</u></p> <p>[新設]</p> <p>(雑則)</p> <p><u>第8条 (略)</u></p> <p>様式第1号(第5条関係)</p> <p>(略)</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p>
---	--

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

ただし、令和8年3月31日までに交付決定を受けた夫婦については、従前のおりとする。

東彼杵町結婚新生活支援事業費補助金交付申請書

年 月 日

東彼杵町長 様

申請者

住所

氏名

電話番号

東彼杵町結婚新生活支援事業補助金交付要綱に基づく補助金の交付を受けたいので、同要綱第5条の規定により、【誓約・同意事項】に誓約・同意の上、申請します。

1 婚姻日 ^{※1}	年 月 日	
2 夫婦の氏名	(夫)	(妻)
3 夫婦の生年月日	(夫) 年 月 日	(妻) 年 月 日
4 補助対象経費の種類	<input type="checkbox"/> 住宅取得費用 ^{※2} <input type="checkbox"/> 住宅のリフォーム費用 ^{※3} <input type="checkbox"/> 住宅賃借費用 ^{※4} <input type="checkbox"/> 引越費用	
5 申請に係る住宅の取得（賃借）日	年 月 日	
6 申請区分	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 継続	
7 既交付決定額	円	
8 補助対象経費 ^{※5}	円	
9 住宅手当等の額 ^{※6}	円	
10 今回申請額	円	

【誓約・同意事項】（確認後□にチェック）

- 申請に係る夫婦の双方又は一方は、過去に国の「地域少子化対策重点推進交付金」の活用に基づく補助金（他の地方自治体を実施するものを含む。）の交付を受けていません。
- 申請に係る夫婦の双方又は一方は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は警察当局から排除要請のある者ではありません。
- 交付決定に際し必要な住民基本台帳情報、生活保護の受給情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求めることに同意します。なお、公簿等により確認できない場合は、関係書類を提出します。

資格認定に際し、個人番号の提供及び個人番号を用いて対象自治体に地方税関連情報の照会を行うことに同意します。

夫：() 照会先：()

妻：() 照会先：()

補助金の交付を受けた日から1年以上、夫婦ともに東彼杵町に定住する意思があります。

添付書類

※1について 新婚世帯の戸籍謄本又は婚姻届受理証明書

※2について 売買契約書又は工事請負契約書等の写し

※3について 工事請負契約書又は請書の写し

※4について 賃貸借契約書の写し

※5について 対象経費を支払ったことを証明できる書類

※6について 住宅手当等が確認できる書類（様式第4号）

東彼杵町結婚新生活支援事業費補助金資格認定申請書

年 月 日

東彼杵町長 様

申請者

住所

氏名

電話番号

東彼杵町結婚新生活支援事業補助金交付要綱に基づく補助金の資格認定を受けたいので、同要綱第8条の規定により申請します。

1 婚姻日※1	年 月 日	
2 夫婦の氏名	(夫)	(妻)
3 夫婦の生年月日	(夫) 年 月 日	(妻) 年 月 日

【誓約・同意事項】（確認後□にチェック）

- 申請に係る夫婦の双方又は一方は、過去に国の「地域少子化対策重点推進交付金」の活用に基づく補助金（他の地方自治体を実施するものを含む。）の交付を受けていません。
- 申請に係る夫婦の双方又は一方は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は警察当局から排除要請のある者ではありません。
- 資格認定に際し必要な住民基本台帳情報、生活保護の受給情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求めることに同意します。なお、公簿等により確認できない場合は、関係書類を提出します。
- 資格認定に際し、個人番号の提供及び個人番号を用いて対象自治体に地方税関連情報の照会を行うことに同意します。
夫：（ ） 照会先：（ ）
妻：（ ） 照会先：（ ）
- 補助金の交付を受けた日から1年以上、夫婦ともに東彼杵町に定住する意思があります。

添付書類

- 新婚世帯の戸籍謄本又は婚姻届受理証明書

様式第 6 号（第 6 条・第 8 条関係）

東彼企第 号
年 月 日

東彼杵町結婚新生活支援事業費補助金不交付（不認定）決定通知書

様

東彼杵町長

年 月 日付で申請のありました東彼杵町結婚新生活支援事業補助金交付（資格認定）申請につきまして、下記の理由により交付しないことに決定しましたので通知します。

記

不交付（不認定）の理由